

◎淀川右岸水防事務組合職員の 給与に関する条例

制 定 昭35. 4. 1 条例9
最近改正 平29. 3. 23 条例2

(目的)

第1条 この条例は、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(昭43条例8、昭46条例5、平18条例1、平26条例3一部改正)

(給与の支払)

第2条の2 この条例に基づく給与は、通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合には、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(平7条例2追加)

(給 料)

第3条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表及び職務の級)

第4条 職員の給料は、給料表（別表）に定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級（以下「職務の級」という。）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、管理者が定める。

(昭46条例5一部改正)

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 職員の職務の級は、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように管理者が定める。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、管理者が定める。

3 職員の昇給は、管理者が定める日に、管理者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（その職務の級が4級以上である職員にあっては、4号給以内で管理者が定める号給数）とすることを基準として、管理者が定める基準に従い決定するものとする。

5 管理者が定める年齢を超える職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「4号給以内で管理者が定める号給数」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が定める。

9 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表に掲げる再任用職員の級料月額のうち、その者の属する級に応じた額とする。

10 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の給料月額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

（平17条例1、平19条例1一部改正、平19条例1一部追加、平22条例2一部改正・追加）

（給料の支給方法）

第5条の2 職員の給料の支給方法は、次の各号による。

- (1) 給料は、月の初日から末日までの期間について支給するものとする
- (2) 新たに職員となった者には、その日から日割計算の方法により算出した給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。ただし、離職又は死亡の際昇給を受けた者については、この限りではない
- (3) 職員が離職し又は死亡したときは、その月の末日までの給料を支給する。ただし、懲戒処分又は分限処分（管理者の定める事由によるものに限る。）により離職したときは、その日までの給料を支給する
- (4) 離職した職員が即日又はその翌日職員となった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなす

（昭36条例6一部改正、昭40条例10一部追加）

（特別職の職員の給与）

第6条 管理者、副管理者等の特別職の職にある者のうち常勤の職員の給料については、他に特別の定めあるものを除き第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者の例に準じ管理者が定める。

- 2 前項の職員に対しては、給料のほか、他の常勤の職員に支給する手当を支給することができる。
- 3 第1項の職員が任期満了又はその他の事情により離職した場合において、離職した月に再任されたときは、給料の支給については、引き続き在職するものとみなす。
- 4 第1項の職員が離職した月に他の職員となった場合でも又は一般職に属する者が離職した月に第1項の職員となった場合でも、その月分の給料その他の給与は、重複して支給しない。

（平19条例1一部改正）

（日給者の給料）

第7条 日給は、勤務の日数によって支給する。

（給料の減額）

第8条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- 2 前項の承認があった場合でも、負傷又は疾病（公務上のもの及び通勤によるものを除く。）のため勤務しない日が引き続き90日を超えるに至った日以後においては、その職員に支給すべき給料の額は、給料月額の100分の50とする。

（給料の減額の特例）

第9条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての、前条第1項の規定に基づく管理者の承認の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通の制限又は遮断されたとき 必要と認められる期間
- (2) 選挙権その他公民としての権利行使するとき 必要と認められる時間
- (3) 職員が分娩するとき 産前産後を通じて16週間

- (4) 女子職員が生後満1年に達しない生児を育てるとき 1日2回各30分
- (5) 在職1年以上の職員が結婚するとき 3日
- (6) 女子職員で生理日の勤務が著しく困難なとき 1回につき2日
- (7) 職員が親族の喪にあったとき 忌引に関し別に定めるところによる日数
- (8) 結核性呼吸器病により勤務停止を命ぜられた職員が療養休暇を付与されたとき 勤務停止を命じた日から2年以内の期間
- (9) 職務に専念する義務を免除されたとき 管理者の定める期間又は時間
- (10) 前各号に掲げるもののほか管理者が定める事由 当該事由について必要と認められる期間又は時間
(昭46条例5、昭62条例2、平7条例2、平11条例11一部改正)

第9条の2 前条第8号に規定する勤務停止（勤務停止の期間は3年以内とする。）を命ぜられた者が、療養のため勤務に服しない期間については、次に掲げるものを支給する。

- (1) 細料
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当

2 勤務停止を命ぜられた者が、前条第8号の期間を経過したときは、その者の服務については、これを疾病による欠勤とみなす。

(昭62条例2一部追加、平18条例1一部改正)

(勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第10条 第8条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 第8条第1項に規定する1時間当たりの給料額は、給料の月額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

(昭52条例5、平4条例2一部改正)

(給料、手当等の支給日)

第11条 次の各号に掲げる職員の給料、手当等は、特別の事情のない限り、毎月17日に支給する。ただし、その日が土曜日に当たるときはその前日に、日曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）に当たるときはその翌日に、日曜日でその翌日が祝日に当たるときはその前々日に支給する。

- (1) その月の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び通勤手当
- (2) 前月分の特殊勤務手当、時間外勤務手当及び宿日直手当
(昭43条例7追加、昭58条例3全改、昭59条例2、昭61条例8、平17条例8、平18条例1一部改正)

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持するものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある親族

(昭45条例12、昭56条例5、昭57条例2、平4条例9一部改正)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、13,500円、同項第2号から第5号までに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき、6,800円（職員に扶養親族でない配属者のある場合にあっては、そのうち1人については7,000円、職員に配属者のない場合にあっては、そのうち1人については12,300円）とする。

(昭42条例6、昭45条例12、昭48条例2、昭49条例9、昭51条例4、昭52条例5、昭53条例3、昭54条例3、昭55条例4、昭56条例5、昭57条例2、昭59条例2、昭60条例3、昭61条例3、昭62条例2、昭63条例7、平元条例7、平2条例9、平3条例7、平4条例9、平5条例6、平6条例5、平8条例5、平9条例9、平14条例2、平15条例2、平17条例8、平19条例1、平20条例3、平20条例5一部改正)

4 扶養親族のうちに第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(平5条例6追加、平6条例5、平7条例2、平8条例5、平9条例9、平10条例13、平11条例11、平12条例7、平17条例1、平20条例3一部改正)

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合においては、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）を管理者に届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当は、新たに職員となった者に、扶養親族がある場合においては、その職員となった日から、職員に前項第1号又は第3号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月から、特定扶養親族でない者が特定扶養親族となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その者の誕生日が4月1日であるとき又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に前項第1号又は第3号に該当する事実が生じた場合においてその届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、扶養親族たる子、父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

3 扶養手当は、職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族（その誕生日が4月1日であるものを除く。）が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終り、又は当該月の翌月から支給額を改定する。ただし、扶養親族たる子、父母等があ

る職員で扶養親族たる配偶者があったものについて当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う。

(昭45条例12、昭49条例9、平5条例6、平9条例9一部改正)

(地域手当)

第13条の2 職員には地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額の100分の16とする。

(昭43条例7追加、昭46条例5、昭57条例2、昭61条例3、平18条例1、平19条例1、平28条例3一部改正)

(住居手当)

第13条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を払っている職員に対して支給する。ただし管理者の定める職員については、この限りでない。

2 住居手当の月額は、28,000円を超えない範囲内において管理者が定める。

(昭46条例5追加、昭48条例2、昭49条例9、昭51条例4、昭52条例5、昭53条例3、昭54条例5、昭55条例4、昭57条例2、昭59条例2、昭60条例3、昭61条例3、昭62条例8、昭63条例7、平2条例9、平4条例9、平5条例6、平7条例2、平10条例13、平12条例7、平15条例2、平24条例6一部改正)

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く

(2) 通勤のため自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員。ただし、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員。ただし、交通機関等を利用し又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く

2 通勤手当の額は、管理者が定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として管理者が定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下に同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額を当該支給単位期間の月数で除し

て得た額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の管理者が定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の管理者が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して管理者が定める額を返納させるものとする。

(昭37条例7、昭39条例11、昭41条例14、昭42条例6一部改正、昭44条例4一部追加改正、昭45条例12、昭48条例8、昭49条例9、昭51条例4、昭52条例5、昭53条例3、昭55条例4、昭56条例5、昭57条例2、昭59条例2、昭60条例3、昭61条例3、昭62条例8、平元条例7、平3条例7、平6条例5、平8条例5、平12条例7、平16条例1、平17条例1、平22条例2一部改正)
(管理職手当)

第15条 管理又は監督の地位にある職員のうち管理者の指定するものに対しては、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 管理職手当の月額は、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25をこえない範囲内において管理者が定める。

(昭55条例4、平19条例1一部改正)

(特殊勤務手当)

第16条 職員が水防活動に従事した場合においては、特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 前項に定める特殊勤務手当の額は、1回につき、3,500円とする。

(昭59条例2全改、平22条例2、平28条例3一部改正)

(時間外勤務手当)

第17条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当りの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで(再任用短時間勤務職員にあっては、100分の100から100分の150まで)の範囲内において管理者が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務
- (2) 前項に掲げる勤務以外の勤務

(平22条例2一部改正)

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の勤務に関する条例(昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第22号。以下「勤務条例」という。)第11条第2項の規定により、あらかじめ同条例第9条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した職員には、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(平18条例9一部改正追加、平29条例2一部改正)

- 3 前2項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(平22条例2追加、平23条例3一部改正)

- 4 勤務条例第12条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代

休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、第 1 項の規定の適用を受ける場合にあっては 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する管理者が定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を、第 2 項の規定の適用を受ける場合にあっては 100 分の 25 を乗じて得た額の時間外勤務手当を、支給することを要しない。

（平 5 条例 6、平 18 条例 9、平 22 条例 2 一部改正、平 29 条例 2 全部改正）

（勤務 1 時間当たりの給与額）

第 18 条 前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額と地域手当の月額の合計額を 1 時間当たりの勤務時間に 12 分の 52 を乗じたもので除した額とする。

（昭 43 条例 7、昭 52 条例 5、平 4 条例 2、平 18 条例 1 一部改正）

（宿日直手当）

第 19 条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられて勤務した職員には、次のとおり宿直手当又は日直手当を支給する。

（1）宿直手当 1 人 1 夜 5, 600 円

（2）日直手当 1 人 1 日 5, 600 円

（昭 43 条例 7、昭 46 条例 5、昭 48 条例 8、昭 49 条例 9、昭 52 条例 5、昭 57 条例 2、昭 62 条例 2、平 4 条例 2、平 4 条例 9、平 6 条例 5、平 7 条例 2、平 8 条例 5、平 9 条例 9 一部改正）

2 前 2 条の規定は、前項の勤務については、適用しない。ただし、前項の勤務中警報発令等により命により非常警戒警備事務に従事した場合は、その非常警備事務従事の時間については、時間外勤務手当を支給し、他の時間については宿日直手当として支給する。

（昭 38 条例 8、昭 39 条例 11、平 11 条例 11 一部改正）

（管理職員特別勤務手当）

第 19 条の 2 管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第 1 項に規定する場合同項の規定による勤務 1 回につき、10,000 円を超えない範囲内において管理者が定める（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

（2）前項に規定する場合同項の規定による勤務 1 回につき、5,000 円を超えない範囲内において管理者が定める額

（平 26 条例 3 追加、平 28 条例 3 一部改正）

（期末手当及び勤勉手当）

第 20 条 6 月又は 12 月に在職する職員には、別に条例の定めるところにより期末手当及び勤勉手当を支給する。

（昭 38 条例 4 一部追加、平 9 条例 9、平 11 条例 11、平 15 条例 2 一部改正）

（再任用職員についての適用除外）

第20条の2 第12条、第13条及び第13条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

(平22条例2追加)

(休職者の給与)

第21条 法第28条第2項第1号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。ただし、その休職の期間中に地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第68条第2項に定める傷病手当金の支給期間、同法第54条の規定により同法第53条第1項第8号に掲げる傷病手当金に準ずる短期給付が支給されている期間及び健康保険法（大正11年法律第70号）第99条第2項に定める傷病手当金の支給期間以外の期間がある場合に限り、当該期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 法第28条第2項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中給料、地域手当、及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

3 職員の分限に関する条例（昭和40年淀川右岸水防事務組合条例第8号）第3条の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

(昭46条例5、昭54条例3、平18条例1、平22条例2、平28条例3、平28条例8一部改正)

第21条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務に服しない期間については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する平均給与額に相当する金額を支給する。

(昭54年条例3追加、昭62年条例2一部改正)

(給与を受ける権利の処分禁止)

第22条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することはできない。

(昭46年条例5改正)

(給与からの控除)

第22条の2 職員の給与の支給については、次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除することができる。

- (1) 職員互助会に支払うべき職員の掛金及び返還金
- (2) 職員で組織する厚生会の会費
- (3) 職員が契約した金融機関の定期的積立金及び生命保険等の保険料

(昭51条例8追加、平7条例2一部改正)

(施行の細目)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(昭46条例5一部改正)

附 則（昭和35.4.1条例9、昭49.6.27条例、平14.12条例5、平16.3.29条例1一部改正）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。
- 2 この条例中、第4条及び第21条に規定する別表第1及び第2は昭和35年2月15日から、第14条に規定する通勤手当の支給は昭和34年4月1日から適用する。
- 3 別表給料表の規定の昭和49年度における適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の10を乗じて得た額（その乗じて得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算したものとする。
- 4 次に掲げる職員（管理者が定める職員を除く。）に対する平成15年4月1日（第2号に掲げる職員にあって

は、新たに給料表の適用を受けることとなった日)以降における最初の第5条第3項及び同条第5項第1号の規定の適用については、同条第3項中「12月」とあるのは「24月」と、同条第4項中「前項」とあるのは、「附則第3項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項第1号中「24月」とあるのは「36月」と、「18月」とあるのは「30月」とする。

(1) 平成15年4月1日在職する職員

(2) 平成15年4月2日から平成16年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員

附 則 (昭和35. 12. 23条例25)

(施行の期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

2 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和35年4月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

附 則 (昭36. 4. 1条例4)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和35年10月1日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

3 この条例の施行に伴う職員の給与の切替えに関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則 (昭36. 7. 1 条例6)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

附 則 (昭37. 4. 20 条例4)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和36年10月1日以降この条例の施行の前日までの期間に係る給与は改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

3 この条例の施行に伴う職員の給与の切替えに関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則 (昭37. 6. 26 条例7)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和36年10月1日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る通勤手当は改正後の条例の規定による内扱とみなす。

附 則 (昭38. 3. 30 条例4)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1給料表及び別表第2暫定手当定額表の改定は、昭和37年10月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和37年10月1日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

3 この条例の施行に伴う職員の給与の切替えに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭38. 6. 29 条例8)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和38年4月1日以降この条例の施行の日の前日までの期間にかかる日直手当及び宿直手当は、改正後の条例の規定による内扱とみなす。

附 則 (昭39. 6. 19 条例9)

- この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日（以下「切替日」という。）から適用する。
- 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、当分の間、管理者の定めるところにより、条例第5条第3項に規定する期間を短縮することができる。
- この条例の施行に伴う職員の給料の切替え清算その他必要な事項は、管理者が定める。この場合において管理者は予算の範囲内で必要な調整をすることができる。
- 改正前の条例に基いて切替日からこの条例の施行期日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭39.7.23 条例11）

- この条例は、公布の日から施行する。但し、第14条については、昭和38年10月1日から適用し、第19条については、昭和39年4月1日から適用する。
- 改正前の条例の規定に基づいて、すでに支払われた第14条及び第19条の適用については、昭和38年10月1日及び昭和39年4月1日以後のこの条例の施行日の前日までの期間にかかる通勤手当及び宿日直手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭40.6.23 条例3）

- この条例は、公布の日から施行し、別表第1については、昭和39年9月1日（以下「切替日」という。）から、別表第2については、昭和40年4月1日から適用する。ただし、別表第1については、昭和39年9月1日から昭和40年3月31日までの間次のとおり読み替えて適用するものとする。
 - 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより条例第5条第3項若しくは第5項第1号に規定する期間を短縮することができる。
 - この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭40.12.25 条例10）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭41.3.26 条例14）

- この条件は、昭和41年4月1日から施行し、昭和40年9月1日（以下「切替日」という。）から適用する。
- 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより、職員の給与に関する条例第5条第3項に規定する期間を短縮することができる。
- この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。
- この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給与の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭42.3.29 条例6）

（施行期日）

- この条例は、昭和42年4月1日から施行し、昭和41年9月1日から適用する。
- この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和41年9月1日からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

- この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭43.3.29 条例7）

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。
- 2 この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和42年8月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭44. 3. 26 条例4)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の規定は、昭和43年5月1日から、改正後の条例別表第1の規定は、昭和43年7月1日から、附則第3項に規定する条例の同項による改正後の第2項及び第4項の規定は、昭和43年4月1日から、第3項の規定は、昭和43年7月1日から適用する。
- 3 この条例による、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和43年4月1日（通勤手当にあっては、昭和43年5月1日）からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 4 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭45. 3. 27 条例12)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第13条の規定を除く。）及び付則第3項の規定による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和44年6月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 3 次の各号の1に該当する者は、すみやかにその旨を管理者に届け出なければならない。
 - (1) 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる18才未満の子（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18才未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に、この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者のなかった者
 - (2) 切替期間からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに扶養親族たる18才未満の子を有する職員となった者であって、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）配偶者のなかったもの（前号に該当する者を除く。）
 - (3) 切替期間において配偶者のない職員となった者（扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に扶養親族たる18才未満の子（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの
 - (4) 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であつて、その配偶者がある職員となった日に扶養親族たる18才未満の子（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に改正前の

条例第13条第1項の規定による届出がされたものを含む。) があったもの。

4 前項第1号又は第2号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第12条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日までの間、同項中「600円（職員に配属者がない場合にあっては、1,200円）とあるのは「600円」とする。

5 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に扶養親族たる18才未満の子（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った18才未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該18才未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における改正前の条例第13条第1項第2号または附則第4項第3号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月から行うものとする。

（昭和44年度の夏季手当に関する特例）

6 昭和44年度の夏季手当に関する条例（昭和44年淀川右岸水防事務組合条例第7号）第3条第2項における給与月額は、附則第2項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

（特例給与の内払）

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭46.3.29 条例5）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和45年5月1日から適用する。ただし、改正後の条例第19条第1項の規定は、昭和46年1月1日から適用する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和44年淀川右岸水防事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項に改める。

4 淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和45年淀川右岸水防事務組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし以下順次繰り上げる。

（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

5 職員の懲戒に関する条例（昭和40年淀川右岸水防事務組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び暫定手当」を「及び調整手当」に改める。

（給与の内払）

6 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和45年5月1

日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱いとみなす。

(施行の細目)

7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭47. 3. 30 条例1)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和46年5月1日から適用する。ただし、改正後の条例第12条第14項の規定は、昭和47年1月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和46年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱いとみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭48. 3. 28 条例2)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和47年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱いとみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭48. 12. 21 条例8)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

3 昭和48年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定め

る期間を増減した期間。次項第2号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

4 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第5条第3項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(1) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間)

(2) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が9月末満である職員にあっては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が9月以上である職員にあっては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(住居手当に関する経過措置)

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第13条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第13条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第13条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第13条の3の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第13条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和49年3月31日(同日前に管理者の定める事由が生じた職員にあっては、管理者の定める日)までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第13条の3)の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附則別表

特定号給職員の号給の切替表

| 職務の等級 | 旧 号 給 | 新 号 給 | 期 間 | |
|-------|-------|-------|-----|----|
| 1 等 級 | 1 2 | 1 2 | 3月 | 6月 |
| | 1 3 | 1 3 | 6 | 9 |
| | 1 4 | 1 3 | | |
| | 1 5 | 1 4 | 3 | 6 |
| | 1 6 | 1 5 | 6 | 9 |
| 2 等 級 | 1 3 | 1 3 | 3 | 6 |
| | 1 4 | 1 4 | 6 | 9 |
| | 1 5 | 1 4 | | |
| | 1 6 | 1 5 | 3 | 6 |
| | 1 7 | 1 6 | 6 | 9 |
| | 1 8 | 1 6 | | |
| | 1 9 | 1 7 | 3 | 6 |
| | 2 0 | 1 8 | 6 | 9 |
| | 2 1 | 1 8 | | |
| | | | | |
| 3 等 級 | 1 5 | 1 5 | 3 | 6 |
| | 1 6 | 1 6 | 6 | 9 |
| | 1 7 | 1 6 | | |
| | 1 8 | 1 7 | 3 | 6 |
| | 1 9 | 1 8 | 6 | 9 |
| | 2 0 | 1 8 | | |
| | 2 1 | 1 9 | 3 | 6 |
| 4 等 級 | 1 9 | 1 9 | 3 | 6 |
| | 2 0 | 2 0 | 6 | 9 |
| | 2 1 | 2 0 | | |
| | 2 2 | 2 1 | 3 | 6 |
| | 2 3 | 2 2 | 6 | 9 |
| | 2 4 | 2 2 | | |
| | 2 5 | 2 3 | | |
| 5 等 級 | 2 3 | 2 3 | 3 | 6 |
| | 2 4 | 2 4 | 6 | 9 |
| | 2 5 | 2 4 | | |
| | 2 6 | 2 5 | 3 | 6 |
| | 2 7 | 2 6 | 6 | 9 |
| | 2 8 | 2 6 | | |

附 則 (昭49. 6. 27 条例)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額)

- 3 昭和49年4月1日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の同日以降における給料月額は、管理者が定める。

(諸手当の支給等)

- 4 この条例の施行に伴う諸手当の支給その他の取扱いについては、管理者が定める

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日以降の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるものほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭49. 12. 24 条例9)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第13条の規定を除く。）は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第19条第1項の規定は、昭和49年9月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和49年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は管理者が定める。

(扶養手当に関する経過措置)

- 4 次の各号の1に該当する者は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 切替日において、その前日から引き続き、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族（18才未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者のなかつた者（扶養親族たる18歳未満の子があつた者を除く。）

(2) 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたものがあり、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかつたもの（前号に該当する者及びこれらの日に扶養親族たる18歳未満の子があつた者を除く。）

(3) 切替期間において配偶者のない職員となった者（改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされ

た扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となった者を除く。) であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたたものを含む。）があつたもの（その日に扶養親族たる 18 歳未満の子があつた者を除く。）

(4) 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者のある職員となった者であつて、その配偶者のある職員となった日に、扶養親族たる父母等で改正前の条例第 13 条第 1 項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたたものを含む。）があつたもの（その日に扶養親族たる 18 歳未満の子があつた者を除く。）

5 前項第 1 号又は第 2 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第 12 条第 3 項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日までの間、同項中「1, 800 円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち 1 人については 4, 000 円）」とあるのは「1, 800 円」とする。

6 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族たる 18 歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第 13 条第 1 項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第 2 号又は附則第 4 項第 3 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月から改定する。

(給与の内扱)

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 51. 3. 29 条例 4)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）及び淀川右岸水防事務組合職員退職及び死亡給与金条例の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和 50 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(淀川右岸水防事務組合職員退職及び死亡給与金条例の一部改正)

4 淀川右岸水防事務組合職員退職及び死亡給与金条例（昭和 35 年淀川右岸水防事務組合条例第 18 号）の一部を次のように改める。

第6条の2見出中「失業保険法」を「雇用保険法」に、同条第1項中「失業保険法」を「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)に同条第2項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

(給与の内扱)

5 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭51. 12. 23 条例8)

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則 (昭52. 3. 30 条例5)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項及び第18条の改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第3項、第13条の3第2項、第14条第2項、第19条第1項並びに別表給料表の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

3 昭和51年4月1日(以下「切替日」という。)の前において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の特例)

4 昭和51年度の夏季手当に関する条例(昭和51年淀川右岸水防事務組合条例第5号)第3条第2項の規定を適用する場合における給与月額は、改正後の条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による給与月額とする。

(給与の内扱)

5 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭53. 3. 27 条例3)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和52年4月1日(以下「切替日」という。)の前において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第13条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第13条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第13条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第13条の3の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第13条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から管理者の定める日までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内扱）

5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第13条の3又は前項）の規定による給与の内扱とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他の必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭54.3.19 条例3）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定並びに附則第8項の規定は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項、第14条第2項及び別表の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

3 昭和53年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間。次項及び附則第5項第2号において同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和53年7月1日以前であるときは同日に、同月2日以後同年10月1日以前であるときは同年10月1日に、同年10月2日以後であるときは昭和54年1月1日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

5 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第5条第3項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（1） 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間）

（2） 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は管理者が定める。

(改正後の条例第5条の規定の適用の経過措置)

7 改正後の条例第5条第2項の規定の切替日から昭和53年12月31日までの間における適用については、同条第2項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年淀川右岸水防事務組合条例第3号）附則別表暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」とする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

8 職員の分限に関する条例（昭和40年淀川右岸水防事務組合条例第8号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

2 当分の間、スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で管理者の指定する疾患にかかり、法第28条第2項第1号の規定により休職にされた者の第5条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「3年」とする。

(給与の内扱)

9 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

10 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附則別表

暫定号給職員の号給の切替表

| 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | 暫定給料月給 |
|-------|-----|-----|----|----------|
| 2 等 級 | 18 | 18 | 3 | 265,800円 |
| | 19 | 19 | 6 | 268,000 |
| | 20 | 20 | 9 | 270,200 |
| | 21 | 20 | | |
| | 22 | 21 | 3 | 274,600 |
| | 23 | 22 | 6 | 276,900 |

附 則（昭54.6.29 条例5）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(給与の内扱)

3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭55.3.28 条例4）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和54年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内扱）

4 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（施行の細目）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭56.3.30 条例5）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第3項の改正規定（扶養手当の月額を改める部分を除く。）、同条第2項の次に1項を加える改正規定及び第13条第3項の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この条例（第12条第2項第5号の改正規定及び前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内扱）

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（施行の細目）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭57.3.30 条例2）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第2項の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この条例（前項但し書に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

（管理職員に係る給料の額の特例）

3 昭和56年4月1日（以下「切替日」という。）から同年9月30日までの間において管理又は監督の地位に

ある職員のうち管理者が指定するものであった職員に対し前項の規定を適用する場合の切替日から昭和56年9月30日までの間で管理者が定める期間における給料の額については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により支給されていた給料の額とする。

（最高号給等の切替え等）

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（住居手当に関する経過措置）

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例第13条の3第1項第1号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第13条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第13条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第13条の3第1項第1号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第13条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行日から昭和57年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

（期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の特例）

6 昭和56年度における期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与額は、附則第2項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

（給与の内払）

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭58.6.22 条例3）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭59.3.30 条例2）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

4 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭60.3.25 条例3）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

（最高号給等の給料月額の切替え等）

- 3 昭和59年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内扱）

- 4 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱いとみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭61.3.26 条例3）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

（最高号給等の給料月額の切替え等）

- 3 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内扱）

- 4 この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭61.12.15 条例8）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年8月1日から適用する。

附 則（昭62.3.23 条例2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定、別表第2の改正表及び附則第8項の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。

- 2 この条例（第19条の改正規定、別表第2の改正表及び附則第8項の改正規定を除く。）による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内扱）

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（別表第2への切替え等）

5 昭和62年4月1日（以下「新切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）の新切替日における職務の級は、旧級に対応する同じ職務の級とする。この場合において、旧級に対応する2の職務の級があるときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

6 前項の規定により新切替日における職務の級を定められる職員の新切替日における号給（以下「新号給」という。）は、新切替日の前日においてその者が受ける号給（以下「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。

7 前項の規定により新号給を定められる職員に対する新切替日以後における最初の改正後の条例第5条第3項又は第5項第1号の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。ただし、旧号給が旧級の最高の号給であって、新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、旧号給を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。

（淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例の一部改正）

8 淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「何等級」を「何級」に、「職務の等級」を「職務の級」に改める。

別表中「1等級」を「6級」に、「2等級」を「5級」に、「3等級」を「4級」に改める。

（淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 前項の規定による改正後の淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（淀川右岸水防事務組合職員の勤務に関する条例の一部改正）

10 淀川右岸水防事務組合職員の勤務に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条中「12週間」を「16週間」に、「6週間」を「8週間」に改める。

第22条中「与える。」の次に「1回につき2日」を加える。

（施行の細目）

11 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭62.12.15 条例8）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受

ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第13条の3第1項第1号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第13条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第13条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第13条の3第1項第1号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第13条の3第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日（同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあっては、管理者が定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内扱)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭63.12.23 条例7）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 昭和63年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月給を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平元.12.21 条例7）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱

とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平2. 12. 27 条例9)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 平成2年4月1日（以下「切替日」という。）の前において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平3. 12. 19 条例7)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 平成3年4月1日（以下「切替日」という。）の前において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平4. 3. 24 条例2)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平4. 12. 24 条例9)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 平成4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。（扶養手当に関する経過措置）

4 次の各号の1に該当するものは、速やかにその旨（第1号に該当する者にあってはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあっては切替日において、第3号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、この条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を管理者に届け出なければならない。

- (1) 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第12条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの
- (2) 切替日において、新規扶養親族たる子等がある職員であった者
- (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となったもの
- (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者
- (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの
- (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

5 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第13条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「その事実が生じた日の属する月の翌月」とあるのは「その事実が生じた日の属する月の翌月（淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年淀川右岸水防事務組合条例第2号。以下「改正条例」という。）附則第4項第2号に該当する者で同項の規定による届出を行ったものにあっては、平成4年4月）」と、「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例附則第4項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後においてなされたとき」と、「その届出を」とあるのは「それぞれの届出を」とし、同条第3項中「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例附則第4項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後においてなされたとき」と、「その届出」とあるのは「それぞれその届出を」とする。

6 職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第13条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年淀川右岸水防事務組合条例第2号）の施行の日から30日」とする。

- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶

者のない職員となった日に改正前の条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合
(給与の内払)

7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平5. 12. 20 条例6)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書にかかる改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成5年12月31日までの間の住居手当)

4 改正後の条例第13条の3第2項の規定の切替日から平成5年12月31日までの間における適用については、同項中「28,000円」とあるのは「27,500円」とし、「8,500円」とあるのは「7,000円」とする。

(給与の内払)

5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平6. 12. 21 条例5)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条及び第19条の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書にかかる改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平7. 12. 18 条例2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成7年12月31日までの間の住居手当)

- 4 改正後の条例第13条の3第2項の規定の切替日から平成7年12月31日までの間における適用については、同項中「9,000円」とあるのは「8,500円」とする。

(給与の内扱)

- 5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平8. 12. 17 条例5)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

- 4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平9. 12. 24 条例9)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

2 この条例（第19条第1項及び第20条第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平10. 12. 21 条例13）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替日から平成10年12月31日までの間の住居手当）

4 改正後の条例第13条の3第2項の規定の切替日から平成10年12月31日までの間における適用については、同項中「9, 500円」とあるのは、「9, 300円」とする。

（給与の内払）

5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平11. 12. 22 条例11）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

2 この条例（第19条第1項の改正規定をのぞく。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内扱)

4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平12. 12. 21 条例7)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条及び別表の改正規定は、平成13年1月1日から施行する。

2 この条例(第14条及び別表の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員給与の清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平14. 12. 17 条例2)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成15年1月1日から適用する。

附 則 (平15. 12. 17 条例2)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

2 平成16年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

附 則 (平16. 3. 29 条例1)

この条例の施行期日は、管理者が定める。ただし、附則第4項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平17. 3. 28 条例1)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平17. 12. 21 条例5)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(最高号級を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号級を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行の細目)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えその必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平17.12.21 条例8)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平18.3.22 条例1)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平18.12.21 条例9)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年12月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が別に定める。

(施行の細目)

3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平19.3.22 条例1)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、附則第4項に規定する職員を除き、旧級、新級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

4 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、管理者が定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者が施行日以後に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額がその者が施行日の前日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に達しないこととなるものの給料月額は、施行日の前日の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を115分の100で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入する。）とする。)とする。

6 前項の規定にかかわらず、職員の退職手当に関する条例（昭和61年淀川右岸水防事務組合条例第9号）第1条の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額は、新条例別表の規定による給料月額とする。

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の職務の級及び号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第1 職務の級の切替表

| 給 料 表 | 旧 級 | 新 級 |
|-------------|-----|-----|
| | 1 級 | 1 級 |
| | 2 級 | |
| | 3 級 | 2 級 |
| | 4 級 | |
| | 5 級 | 3 級 |
| | 6 級 | 4 級 |
| | 7 級 | 5 級 |
| | | 6 級 |

附則別表第2 号給の切替表

| 旧号給 | 経過期間 | 旧級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | | 5級 | | 6級 | | 7級 | |
|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|--|-----|-----|
| | | 新級 | 1級 | 2級 | | 3級 | | 4級 | | 5級 | | 6級 | 7級 |
| 1 | 3月未満 | | | 1 | 2 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 1 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 1 | 2 2 | | 1 | 2 | 1 | 1 | | | 1 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 1 | 2 3 | | 1 | 3 | 1 | 1 | | | 1 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 1 | 2 4 | | 1 | 4 | 1 | 1 | | | 1 1 |
| | 12月以上 | | | 1 | 2 5 | | 1 | 5 | 1 | 1 | | | 1 1 |
| 2 | 3月未満 | | | 1 | 2 5 | | 1 | 5 | 1 | 1 | | | 1 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 1 | 2 6 | | 2 | 6 | 1 | 2 | | | 1 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 1 | 2 7 | | 3 | 7 | 1 | 3 | | | 1 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 1 | 2 8 | | 4 | 8 | 1 | 4 | | | 1 1 |
| | 12月以上 | | | 1 | 2 9 | | 5 | 9 | 1 | 5 | | | 1 1 |
| 3 | 3月未満 | | | 1 | 2 9 | | 5 | 9 | 1 | 5 | | | 1 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 1 | 2 9 | | 6 | 1 0 | 1 | 6 | | | 1 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 1 | 3 0 | | 7 | 1 1 | 1 | 7 | | | 1 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 1 | 3 0 | | 8 | 1 2 | 1 | 8 | | | 1 1 |
| | 12月以上 | | | 1 | 3 1 | | 9 | 1 3 | 1 | 9 | | | 1 1 |
| 4 | 3月未満 | 1 3 | 1 | 3 1 | | 9 | 1 3 | 1 | 9 | | | | 1 1 |
| | 3月以上6月未満 | 1 4 | 2 | 3 1 | | 1 0 | 1 4 | 1 | 1 0 | | | 2 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 1 5 | 3 | 3 2 | | 1 1 | 1 5 | 1 | 1 1 | | | 3 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 1 6 | 4 | 3 2 | | 1 2 | 1 6 | 1 | 1 2 | | | 4 | 1 |
| | 12月以上 | 1 7 | 5 | 3 3 | | 1 3 | 1 7 | 1 | 1 3 | | | 5 | 1 |
| 5 | 3月未満 | 1 7 | 5 | 3 3 | | 1 3 | 1 7 | 1 | 1 3 | | | 5 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 1 8 | 6 | 3 4 | | 1 4 | 1 8 | 2 | 1 4 | | | 6 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 1 9 | 7 | 3 5 | | 1 5 | 1 9 | 3 | 1 5 | | | 7 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 2 0 | 8 | 3 6 | | 1 6 | 2 0 | 4 | 1 6 | | | 8 | 1 |
| | 12月以上 | 2 1 | 9 | 3 7 | | 1 7 | 2 1 | 5 | 1 7 | | | 9 | 1 |
| 6 | 3月未満 | 2 1 | 9 | 3 7 | | 1 7 | 2 1 | 5 | 1 7 | | | 9 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 2 2 | 1 0 | 3 8 | | 1 8 | 2 2 | 6 | 1 8 | | | 1 0 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 2 3 | 1 1 | 3 9 | | 1 9 | 2 3 | 7 | 1 9 | | | 1 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 2 4 | 1 2 | 4 0 | | 2 0 | 2 4 | 8 | 2 0 | | | 1 2 | 1 |
| | 12月以上 | 2 5 | 1 3 | 4 1 | | 2 1 | 2 5 | 9 | 2 1 | | | 1 3 | 1 |
| 7 | 3月未満 | 2 5 | 1 3 | 4 1 | | 2 1 | 2 5 | 9 | 2 1 | | | 1 3 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 2 6 | 1 4 | 4 2 | | 2 2 | 2 6 | 1 0 | 2 2 | | | 1 4 | 2 |
| | 6月以上9月未満 | 2 7 | 1 5 | 4 3 | | 2 3 | 2 7 | 1 1 | 2 3 | | | 1 5 | 3 |
| | 9月以上12月未満 | 2 8 | 1 6 | 4 4 | | 2 4 | 2 8 | 1 2 | 2 4 | | | 1 6 | 4 |
| | 12月以上 | 2 9 | 1 7 | 4 5 | | 2 5 | 2 9 | 1 3 | 2 5 | | | 1 7 | 5 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|--|----|----|----|----|--|----|----|
| 8 | 3月未満 | 29 | 17 | 45 | | 25 | 29 | 13 | 25 | | 17 | 5 |
| | 3月以上6月末満 | 30 | 18 | 46 | | 26 | 30 | 14 | 26 | | 18 | 6 |
| | 6月以上9月末満 | 31 | 19 | 47 | | 27 | 31 | 15 | 27 | | 19 | 7 |
| | 9月以上12月末満 | 32 | 20 | 48 | | 28 | 32 | 16 | 28 | | 20 | 8 |
| | 12月以上 | 33 | 21 | 49 | | 29 | 33 | 17 | 29 | | 21 | 9 |
| 9 | 3月未満 | 33 | 21 | 49 | | 29 | 33 | 17 | 29 | | 21 | 9 |
| | 3月以上6月末満 | 34 | 22 | 50 | | 29 | 34 | 18 | 30 | | 22 | 10 |
| | 6月以上9月末満 | 35 | 23 | 51 | | 30 | 35 | 19 | 31 | | 23 | 11 |
| | 9月以上12月末満 | 36 | 24 | 52 | | 30 | 36 | 20 | 32 | | 24 | 12 |
| | 12月以上 | 37 | 25 | 53 | | 31 | 37 | 21 | 33 | | 25 | 13 |
| 10 | 3月未満 | 37 | 25 | 53 | | 31 | 37 | 21 | 33 | | 25 | 13 |
| | 3月以上6月末満 | 38 | 26 | 54 | | 31 | 38 | 22 | 34 | | 26 | 14 |
| | 6月以上9月末満 | 39 | 27 | 55 | | 32 | 39 | 23 | 35 | | 27 | 15 |
| | 9月以上12月末満 | 40 | 28 | 56 | | 32 | 40 | 24 | 36 | | 28 | 16 |
| | 12月以上 | 41 | 29 | 57 | | 33 | 41 | 25 | 37 | | 29 | 17 |
| 11 | 3月未満 | 41 | 29 | 57 | | 33 | 41 | 25 | 37 | | 29 | 17 |
| | 3月以上6月末満 | 42 | 30 | 58 | | 34 | 42 | 26 | 38 | | 30 | 18 |
| | 6月以上9月末満 | 43 | 31 | 59 | | 35 | 43 | 27 | 39 | | 31 | 19 |
| | 9月以上12月末満 | 44 | 32 | 60 | | 36 | 44 | 28 | 40 | | 32 | 20 |
| | 12月以上 | 45 | 33 | 61 | | 37 | 45 | 29 | 41 | | 33 | 21 |
| 12 | 3月未満 | 45 | 33 | 61 | | 37 | 45 | 29 | 41 | | 33 | 21 |
| | 3月以上6月末満 | 46 | 33 | 62 | | 38 | 46 | 30 | 42 | | 34 | 22 |
| | 6月以上9月末満 | 47 | 34 | 63 | | 39 | 47 | 31 | 43 | | 35 | 23 |
| | 9月以上12月末満 | 48 | 34 | 64 | | 40 | 48 | 32 | 44 | | 36 | 24 |
| | 12月以上 | 49 | 35 | 65 | | 41 | 49 | 33 | 45 | | 37 | 25 |
| 13 | 3月未満 | | 35 | 65 | | 41 | 49 | 33 | 45 | | 37 | 25 |
| | 3月以上6月末満 | | 35 | 66 | | 42 | 50 | 34 | 46 | | 38 | 25 |
| | 6月以上9月末満 | | 36 | 67 | | 43 | 51 | 35 | 47 | | 39 | 26 |
| | 9月以上12月末満 | | 36 | 68 | | 44 | 52 | 36 | 48 | | 40 | 26 |
| | 12月以上 | | 37 | 69 | | 45 | 53 | 37 | 49 | | 41 | 27 |
| 14 | 3月未満 | | 37 | 69 | | 45 | 53 | 37 | 49 | | 41 | 27 |
| | 3月以上6月末満 | | 38 | 70 | | 45 | 54 | 38 | 50 | | 42 | 27 |
| | 6月以上9月末満 | | 39 | 71 | | 45 | 55 | 39 | 51 | | 43 | 28 |
| | 9月以上12月末満 | | 40 | 72 | | 46 | 56 | 40 | 52 | | 44 | 28 |
| | 12月以上 | | 41 | 73 | | 46 | 57 | 41 | 53 | | 45 | 29 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|--|-----|-----|--|-----|-----|-----|-----|--|-----|-----|
| 15 | 3月未満 | | 4 1 | 7 3 | | 4 6 | 5 7 | 4 1 | 5 3 | | 4 5 | 2 9 |
| | 3月以上6月未満 | | 4 2 | 7 4 | | 4 6 | 5 8 | 4 1 | 5 4 | | 4 6 | 2 9 |
| | 6月以上9月未満 | | 4 3 | 7 5 | | 4 7 | 5 9 | 4 2 | 5 5 | | 4 7 | 3 0 |
| | 9月以上12月未満 | | 4 4 | 7 6 | | 4 7 | 6 0 | 4 2 | 5 6 | | 4 8 | 3 0 |
| | 12月以上 | | 4 5 | 7 7 | | 4 7 | 6 1 | 4 3 | 5 7 | | 4 9 | 3 1 |
| 16 | 3月未満 | | 4 5 | 7 7 | | 4 7 | 6 1 | 4 3 | 5 7 | | 4 9 | 3 1 |
| | 3月以上6月未満 | | 4 6 | 7 7 | | 4 8 | 6 2 | 4 3 | 5 8 | | 5 0 | 3 1 |
| | 6月以上9月未満 | | 4 7 | 7 8 | | 4 8 | 6 3 | 4 4 | 5 9 | | 5 1 | 3 2 |
| | 9月以上12月未満 | | 4 8 | 7 8 | | 4 8 | 6 4 | 4 4 | 6 0 | | 5 2 | 3 2 |
| | 12月以上 | | 4 9 | 7 9 | | 4 9 | 6 5 | 4 5 | 6 1 | | 5 3 | 3 3 |
| 17 | 3月未満 | | 4 9 | 7 9 | | 4 9 | 6 5 | 4 5 | 6 1 | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 4 9 | 7 9 | | 4 9 | 6 6 | 4 6 | 6 2 | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 5 0 | 8 0 | | 5 0 | 6 7 | 4 7 | 6 3 | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 5 0 | 8 0 | | 5 0 | 6 8 | 4 8 | 6 4 | | | |
| | 12月以上 | | 5 1 | 8 1 | | 5 1 | 6 9 | 4 9 | 6 5 | | | |
| 18 | 3月未満 | | 5 1 | 8 1 | | 5 1 | 6 9 | 4 9 | 6 5 | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 5 1 | 8 2 | | 5 1 | 7 0 | 5 0 | 6 6 | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 5 2 | 8 3 | | 5 2 | 7 1 | 5 1 | 6 7 | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 5 2 | 8 4 | | 5 2 | 7 2 | 5 2 | 6 8 | | | |
| | 12月以上 | | 5 3 | 8 5 | | 5 3 | 7 3 | 5 3 | 6 9 | | | |
| 19 | 3月未満 | | 5 3 | 8 5 | | 5 3 | 7 3 | 5 3 | 6 9 | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 5 3 | 8 6 | | 5 3 | 7 4 | 5 3 | 7 0 | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 5 4 | 8 7 | | 5 3 | 7 5 | 5 4 | 7 1 | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 5 4 | 8 8 | | 5 4 | 7 6 | 5 4 | 7 2 | | | |
| | 12月以上 | | 5 5 | 8 9 | | 5 4 | 7 7 | 5 5 | 7 3 | | | |
| 20 | 3月未満 | | 5 5 | 8 9 | | 5 4 | 7 7 | 5 5 | 7 3 | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 5 5 | 9 0 | | 5 4 | 7 8 | 5 5 | 7 4 | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 5 6 | 9 1 | | 5 5 | 7 9 | 5 6 | 7 5 | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 5 6 | 9 2 | | 5 5 | 8 0 | 5 6 | 7 6 | | | |
| | 12月以上 | | 5 7 | 9 3 | | 5 5 | 8 1 | 5 7 | 7 7 | | | |
| 21 | 3月未満 | | 5 7 | 9 3 | | 5 5 | 8 1 | 5 7 | 7 7 | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 5 7 | 9 4 | | 5 6 | 8 2 | 5 8 | 7 8 | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 5 7 | 9 5 | | 5 6 | 8 3 | 5 9 | 7 9 | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 5 8 | 9 6 | | 5 6 | 8 4 | 6 0 | 8 0 | | | |
| | 12月以上 | | 5 8 | 9 7 | | 5 7 | 8 5 | 6 1 | 8 1 | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|--|-----|-----|--|-----|-------|-----|-------|--|--|
| 22 | 3月未満 | | 5 8 | 9 7 | | 5 7 | 8 5 | 6 1 | 8 1 | | |
| | 3月以上6月未満 | | 5 8 | 9 7 | | 5 7 | 8 6 | 6 2 | 8 2 | | |
| | 6月以上9月未満 | | 5 9 | 9 8 | | 5 8 | 8 7 | 6 3 | 8 3 | | |
| | 9月以上12月未満 | | 5 9 | 9 8 | | 5 8 | 8 8 | 6 4 | 8 4 | | |
| | 12月以上 | | 5 9 | 9 9 | | 5 9 | 8 9 | 6 5 | 8 5 | | |
| 23 | 3月未満 | | 5 9 | | | 5 9 | 8 9 | 6 5 | 8 5 | | |
| | 3月以上6月未満 | | 6 0 | | | 5 9 | 9 0 | 6 6 | 8 6 | | |
| | 6月以上9月未満 | | 6 0 | | | 6 0 | 9 1 | 6 7 | 8 7 | | |
| | 9月以上12月未満 | | 6 0 | | | 6 0 | 9 2 | 6 8 | 8 8 | | |
| | 12月以上 | | 6 1 | | | 6 1 | 9 3 | 6 9 | 8 9 | | |
| 24 | 3月未満 | | 6 1 | | | | 9 3 | 6 9 | 8 9 | | |
| | 3月以上6月未満 | | 6 1 | | | | 9 4 | 7 0 | 9 0 | | |
| | 6月以上9月未満 | | 6 1 | | | | 9 5 | 7 1 | 9 1 | | |
| | 9月以上12月未満 | | 6 1 | | | | 9 6 | 7 2 | 9 2 | | |
| | 12月以上 | | 6 2 | | | | 9 7 | 7 3 | 9 3 | | |
| 25 | 3月未満 | | 6 2 | | | | 9 7 | 7 3 | 9 3 | | |
| | 3月以上6月未満 | | 6 2 | | | | 9 8 | 7 4 | 9 4 | | |
| | 6月以上9月未満 | | 6 2 | | | | 9 9 | 7 5 | 9 5 | | |
| | 9月以上12月未満 | | 6 2 | | | | 1 0 0 | 7 6 | 9 6 | | |
| | 12月以上 | | 6 3 | | | | 1 0 1 | 7 7 | 9 7 | | |
| 26 | 3月未満 | | | | | | 1 0 1 | 7 7 | 9 7 | | |
| | 3月以上6月未満 | | | | | | 1 0 2 | 7 7 | 9 8 | | |
| | 6月以上9月未満 | | | | | | 1 0 3 | 7 8 | 9 9 | | |
| | 9月以上12月未満 | | | | | | 1 0 4 | 7 8 | 1 0 0 | | |
| | 12月以上 | | | | | | 1 0 5 | 7 9 | 1 0 1 | | |
| 27 | 3月未満 | | | | | | 1 0 5 | 7 9 | 1 0 1 | | |
| | 3月以上6月未満 | | | | | | 1 0 6 | 7 9 | 1 0 2 | | |
| | 6月以上9月未満 | | | | | | 1 0 7 | 8 0 | 1 0 3 | | |
| | 9月以上12月未満 | | | | | | 1 0 8 | 8 0 | 1 0 4 | | |
| | 12月以上 | | | | | | 1 0 9 | 8 1 | 1 0 5 | | |

附 則（平20.3.24 条例3）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（給与の内扱）

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成19年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱いとみなす。

附 則（平20.12.18 条例5）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平21.12.21 条例1）

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平22.3.24 条例2）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.12.21 条例4）

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 この条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が2級であったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の号数に4を加えて得た数を号数とする号給。

- 3 施行日の前日において改正前の条例の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が3級であったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の号数に8を加えて得た数を号数とする号給。

（号給の切替えに伴う経過措置）

- 4 前2項に定めるもののほか、施行日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平23.3.23 条例3）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.12.22 条例7）

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平24.12.21 条例6）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

（号給の切替え）

- 2 平成24年8月1日（以下「切替日」という。）の前日における給料表の職務の級が5級及び6級である職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該職員が受けていた号給の号数から8を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあっては、1）を号数とする号給とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、切替日の前日における職務の級が次の表の（あ）欄に掲げる職務の級であり、かつ、同日に受けていた号給が同表の（い）欄に掲げる号給である職員の切替日における号給は、同表の（あ）欄

に掲げる当該職員の同日における職務の級及び同表の(い)欄に掲げる当該職員が同日に受けている号給の区分に応じ、それぞれ同表の(う)欄に定める号給とする。

| 行政職給料表 | (あ) | (い) | (う) |
|--------|-----|------------------|------|
| | 2級 | 78号給から137号給までの号給 | 77号給 |
| | 3級 | 70号給から117号給までの号給 | 69号給 |
| | 4級 | 74号給から105号給までの号給 | 73号給 |

(号給の切替え等に伴う経過措置)

4 この条例による職員の給与に関する条例（以下、「給与条例」という。）の改正及び前項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けている給料月額に達しないこととなる職員の切替日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が、切替日の前日に受けている給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。

- (1) 平成24年8月1日から平成25年3月31日まで 100分の2
- (2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の4
- (3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 100分の6
- (4) 平成27年度以後の各年度の4月1日から3月31日まで 当該各年度の前年度の4月1日から3月31日までにおける割合に100分の5を加算した割合

5 前項に規定する職員の切替日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が前項の規定による給料月額に達するまでの間、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項の規定による給料月額が特例給料月額（切替日の前日に受けている給料月額を職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成22年淀川右岸水防事務組合条例第3号。以下「特例条例」という。）第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額をいう。以下同じ。）を超える場合 特例給料月額
- (2) 前項の規定による給料月額が特例給料月額以下である場合 同項の規定による給料月額

6 附則第4項に規定する職員が受ける号給の給料月額が同項の規定による給料月額に達した日以後において、当該職員が受ける号給の給料月額を特例条例第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額が特例給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額は、当該特例給料月額とする。

7 附則第5項第1号及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同号の規定により給料月額が決定される職員については、附則第4項の規定による給料月額とし、前項の規定により給料月額が決定される職員については、その者が受ける号給の給料月額とする。

- (1) 給与条例第13条の2第1項の規定による地域手当
- (2) 給与条例第15条第1項の規定による管理職手当
- (3) 給与条例第17条の規定による時間外勤務手当
- (4) 給与条例第20条の規定による期末手当及び勤勉手当

8 附則第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員の職員の退職手当に関する条例（昭和61年淀川右岸水防事務組合条例第9号。以下「退職手当条例」という。）第1条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、その者が受ける号給の給料月額とする。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、切替日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要

な事項は、管理者が定める。

10 この条例による給与条例の改正及び附則第3項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けっていた給料月額に達しないこととなる場合については、退職手当条例第4条の2第1項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

12 平成24年8月1日の前日において、この条例による改正前の給与条例第13条の3第1項第2号に掲げる職員に該当して住居手当の支給を受けていた職員については、同条の規定は、平成25年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平26. 3. 20 条例3)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 20 条例1)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日に降格した職員等の号給の切替え)

3 改正後の条例の適用の日（以下「適用日」という。）に降格した職員又は適用日前に降格した職員であって適用日に当該降格後最初に昇格したものとの号給の切替えに関し必要な事項は、管理者が定める。

(給与の内扱)

4 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

(再任用職員の経過措置)

6 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）である者のうち、新級が平成27年改正条例附則別表職務の級欄に掲げる級である職員の施行日から平成31年3月31日までの間における給料月額は、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて平成27年改正条例附則別表に定める額とする。

平成27年改正条例附則別表

施行日から平成31年3月31日までの間における再任用職員の経過措置額

表

| 職務の級 | 期 間 | | | |
|------|-------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 施行日から平成28年3月31日まで | 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで | 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで |
| 2級 | 242,580円 | 236,603円 | 231,674円 | 226,745円 |
| 3級 | 253,403円 | 241,920円 | 236,880円 | 231,840円 |
| 4級 | 263,738円 | 249,371円 | 247,300円 | 247,300円 |

(平成28年条例3一部改正 平28条例10一部改正)

附 則 (平28. 3. 23 条例3)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 4. 26 条例8)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平28. 12. 21 条例10)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平29. 3. 23 条例2)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。

別表

給 料 表

| 職務の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 1 | 124,800 | 163,200 | 219,600 | 262,200 | 337,900 | 370,400 |
| 2 | 125,600 | 164,900 | 221,400 | 264,000 | 340,200 | 372,900 |
| 3 | 126,400 | 166,700 | 223,200 | 265,800 | 342,500 | 375,400 |
| 4 | 127,200 | 168,500 | 224,900 | 267,600 | 344,800 | 377,900 |
| 5 | 127,700 | 170,100 | 226,700 | 269,300 | 346,900 | 380,300 |
| 6 | 128,500 | 172,100 | 228,500 | 271,100 | 349,200 | 382,800 |
| 7 | 129,300 | 174,100 | 230,300 | 272,900 | 351,500 | 385,300 |
| 8 | 130,100 | 176,100 | 232,000 | 274,700 | 353,800 | 387,800 |
| 9 | 130,800 | 178,000 | 233,800 | 276,500 | 356,000 | 390,300 |
| 10 | 131,700 | 180,000 | 235,600 | 278,500 | 358,300 | 392,700 |
| 11 | 132,600 | 182,000 | 237,400 | 280,500 | 360,600 | 395,100 |
| 12 | 133,500 | 184,000 | 239,100 | 282,500 | 362,900 | 397,500 |
| 13 | 134,400 | 185,900 | 240,900 | 284,300 | 365,200 | 399,900 |
| 14 | 135,300 | 187,900 | 242,700 | 286,300 | 367,500 | 402,000 |
| 15 | 136,200 | 189,900 | 244,500 | 288,300 | 369,800 | 404,100 |
| 16 | 137,100 | 191,900 | 246,300 | 290,300 | 372,100 | 406,200 |
| 17 | 137,900 | 193,800 | 248,000 | 292,300 | 374,300 | 408,200 |
| 18 | 138,800 | 195,800 | 249,800 | 294,300 | 376,500 | 409,900 |
| 19 | 139,700 | 197,800 | 251,600 | 296,300 | 378,700 | 411,600 |
| 20 | 140,600 | 199,800 | 253,400 | 298,300 | 380,900 | 413,300 |
| 21 | 141,500 | 201,700 | 255,100 | 300,300 | 383,100 | 415,000 |
| 22 | 142,600 | 203,700 | 256,900 | 302,300 | 385,000 | 416,600 |
| 23 | 143,700 | 205,700 | 258,700 | 304,400 | 386,900 | 418,200 |
| 24 | 144,800 | 207,700 | 260,500 | 306,500 | 388,800 | 419,800 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 2 5 | 1 4 5, 9 0 0 | 2 0 9, 6 0 0 | 2 6 2, 2 0 0 | 3 0 8, 4 0 0 | 3 9 0, 4 0 0 | 4 2 1, 3 0 0 |
| 2 6 | 1 4 7, 0 0 0 | 2 1 1, 6 0 0 | 2 6 4, 0 0 0 | 3 1 0, 4 0 0 | 3 9 1, 9 0 0 | 4 2 2, 7 0 0 |
| 2 7 | 1 4 8, 1 0 0 | 2 1 3, 6 0 0 | 2 6 5, 8 0 0 | 3 1 2, 4 0 0 | 3 9 3, 4 0 0 | 4 2 4, 1 0 0 |
| 2 8 | 1 4 9, 2 0 0 | 2 1 5, 6 0 0 | 2 6 7, 6 0 0 | 3 1 4, 4 0 0 | 3 9 4, 9 0 0 | 4 2 5, 5 0 0 |
| 2 9 | 1 5 0, 4 0 0 | 2 1 7, 6 0 0 | 2 6 9, 3 0 0 | 3 1 6, 4 0 0 | 3 9 6, 4 0 0 | 4 2 6, 8 0 0 |
| 3 0 | 1 5 2, 1 0 0 | 2 1 9, 6 0 0 | 2 7 1, 1 0 0 | 3 1 8, 4 0 0 | 3 9 7, 9 0 0 | 4 2 7, 7 0 0 |
| 3 1 | 1 5 3, 7 0 0 | 2 2 1, 6 0 0 | 2 7 2, 9 0 0 | 3 2 0, 4 0 0 | 3 9 9, 4 0 0 | 4 2 8, 6 0 0 |
| 3 2 | 1 5 5, 3 0 0 | 2 2 3, 6 0 0 | 2 7 4, 7 0 0 | 3 2 2, 4 0 0 | 4 0 0, 8 0 0 | 4 2 9, 5 0 0 |
| 3 3 | 1 5 6, 8 0 0 | 2 2 5, 6 0 0 | 2 7 6, 5 0 0 | 3 2 4, 4 0 0 | 4 0 2, 2 0 0 | 4 3 0, 4 0 0 |
| 3 4 | 1 5 8, 4 0 0 | 2 2 8, 1 0 0 | 2 7 8, 3 0 0 | 3 2 6, 4 0 0 | 4 0 3, 4 0 0 | 4 3 1, 3 0 0 |
| 3 5 | 1 6 0, 0 0 0 | 2 3 0, 6 0 0 | 2 8 0, 1 0 0 | 3 2 8, 4 0 0 | 4 0 4, 6 0 0 | 4 3 2, 2 0 0 |
| 3 6 | 1 6 1, 6 0 0 | 2 3 2, 2 0 0 | 2 8 1, 9 0 0 | 3 3 0, 4 0 0 | 4 0 5, 8 0 0 | 4 3 3, 1 0 0 |
| 3 7 | 1 6 3, 2 0 0 | 2 3 3, 8 0 0 | 2 8 3, 7 0 0 | 3 3 2, 4 0 0 | 4 0 7, 0 0 0 | 4 3 4, 0 0 0 |
| 3 8 | 1 6 4, 9 0 0 | 2 3 5, 7 0 0 | 2 8 5, 5 0 0 | 3 3 4, 2 0 0 | 4 0 8, 0 0 0 | |
| 3 9 | 1 6 6, 6 0 0 | 2 3 7, 4 0 0 | 2 8 7, 3 0 0 | 3 3 6, 0 0 0 | 4 0 9, 0 0 0 | |
| 4 0 | 1 6 8, 3 0 0 | 2 3 9, 2 0 0 | 2 8 9, 1 0 0 | 3 3 7, 8 0 0 | 4 1 0, 0 0 0 | |
| 4 1 | 1 6 9, 9 0 0 | 2 4 0, 9 0 0 | 2 9 0, 9 0 0 | 3 3 9, 4 0 0 | 4 1 1, 1 0 0 | |
| 4 2 | 1 7 1, 7 0 0 | 2 4 2, 7 0 0 | 2 9 3, 0 0 0 | 3 4 0, 5 0 0 | 4 1 1, 5 0 0 | |
| 4 3 | 1 7 3, 5 0 0 | 2 4 4, 5 0 0 | 2 9 5, 1 0 0 | 3 4 1, 6 0 0 | 4 1 2, 0 0 0 | |
| 4 4 | 1 7 5, 3 0 0 | 2 4 6, 3 0 0 | 2 9 7, 2 0 0 | 3 4 2, 8 0 0 | 4 1 2, 5 0 0 | |
| 4 5 | 1 7 8, 0 0 0 | 2 4 7, 9 0 0 | 2 9 9, 1 0 0 | 3 4 3, 9 0 0 | 4 1 2, 8 0 0 | |
| 4 6 | 1 7 9, 6 0 0 | 2 4 9, 7 0 0 | 3 0 1, 2 0 0 | 3 4 4, 9 0 0 | | |
| 4 7 | 1 8 1, 0 0 0 | 2 5 1, 5 0 0 | 3 0 3, 4 0 0 | 3 4 5, 9 0 0 | | |
| 4 8 | 1 8 2, 5 0 0 | 2 5 3, 4 0 0 | 3 0 5, 6 0 0 | 3 4 6, 9 0 0 | | |
| 4 9 | 1 8 4, 1 0 0 | 2 5 4, 9 0 0 | 3 0 7, 6 0 0 | 3 4 7, 9 0 0 | | |
| 5 0 | 1 8 5, 6 0 0 | 2 5 6, 7 0 0 | 3 0 9, 7 0 0 | 3 4 8, 9 0 0 | | |
| 5 1 | 1 8 7, 1 0 0 | 2 5 8, 5 0 0 | 3 1 1, 8 0 0 | 3 4 9, 9 0 0 | | |
| 5 2 | 1 8 8, 6 0 0 | 2 6 0, 3 0 0 | 3 1 3, 9 0 0 | 3 5, 0 9 0 0 | | |

| | | | | | | |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|
| 5 3 | 1 9 0 , 2 0 0 | 2 6 1 , 9 0 0 | 3 1 5 , 9 0 0 | 3 5 1 , 9 0 0 | | |
| 5 4 | 1 9 1 , 7 0 0 | 2 6 3 , 7 0 0 | 3 1 7 , 9 0 0 | 3 5 2 , 9 0 0 | | |
| 5 5 | 1 9 3 , 2 0 0 | 2 6 5 , 5 0 0 | 3 1 9 , 9 0 0 | 3 5 3 , 9 0 0 | | |
| 5 6 | 1 9 4 , 7 0 0 | 2 6 7 , 3 0 0 | 3 2 1 , 9 0 0 | 3 5 4 , 9 0 0 | | |
| 5 7 | 1 9 6 , 3 0 0 | 2 6 8 , 9 0 0 | 3 2 3 , 8 0 0 | 3 5 5 , 9 0 0 | | |
| 5 8 | 1 9 7 , 8 0 0 | 2 7 0 , 6 0 0 | 3 2 5 , 7 0 0 | 3 5 6 , 9 0 0 | | |
| 5 9 | 1 9 9 , 3 0 0 | 2 7 2 , 4 0 0 | 3 2 7 , 6 0 0 | 3 5 7 , 9 0 0 | | |
| 6 0 | 2 0 0 , 8 0 0 | 2 7 4 , 2 0 0 | 3 2 9 , 5 0 0 | 3 5 8 , 9 0 0 | | |
| 6 1 | 2 0 2 , 4 0 0 | 2 7 5 , 8 0 0 | 3 3 1 , 4 0 0 | 3 5 9 , 9 0 0 | | |
| 6 2 | 2 0 3 , 7 0 0 | 2 7 7 , 6 0 0 | 3 3 2 , 8 0 0 | 3 6 0 , 9 0 0 | | |
| 6 3 | 2 0 5 , 0 0 0 | 2 7 9 , 3 0 0 | 3 3 4 , 3 0 0 | 3 6 1 , 9 0 0 | | |
| 6 4 | 2 0 6 , 3 0 0 | 2 8 1 , 1 0 0 | 3 3 5 , 8 0 0 | 3 6 2 , 9 0 0 | | |
| 6 5 | 2 0 7 , 7 0 0 | 2 8 2 , 7 0 0 | 3 3 7 , 1 0 0 | 3 6 3 , 7 0 0 | | |
| 6 6 | 2 0 9 , 0 0 0 | 2 8 4 , 4 0 0 | 3 3 8 , 1 0 0 | 3 6 4 , 6 0 0 | | |
| 6 7 | 2 1 0 , 3 0 0 | 2 8 6 , 2 0 0 | 3 3 9 , 1 0 0 | 3 6 5 , 5 0 0 | | |
| 6 8 | 2 1 1 , 6 0 0 | 2 8 8 , 0 0 0 | 3 4 0 , 1 0 0 | 3 6 6 , 4 0 0 | | |
| 6 9 | 2 1 3 , 0 0 0 | 2 8 9 , 6 0 0 | 3 4 0 , 9 0 0 | 3 6 7 , 3 0 0 | | |
| 7 0 | 2 1 4 , 0 0 0 | 2 9 1 , 3 0 0 | 3 4 1 , 2 0 0 | 3 6 7 , 8 0 0 | | |
| 7 1 | 2 1 5 , 0 0 0 | 2 9 3 , 0 0 0 | 3 4 1 , 5 0 0 | 3 6 8 , 3 0 0 | | |
| 7 2 | 2 1 6 , 0 0 0 | 2 9 4 , 7 0 0 | 3 4 1 , 8 0 0 | 3 6 8 , 9 0 0 | | |
| 7 3 | 2 1 7 , 1 0 0 | 2 9 6 , 5 0 0 | 3 4 1 , 9 0 0 | 3 6 9 , 4 0 0 | | |
| 7 4 | 2 1 8 , 0 0 0 | 2 9 8 , 2 0 0 | 3 4 2 , 2 0 0 | 3 6 9 , 7 0 0 | | |
| 7 5 | 2 1 8 , 8 0 0 | 2 9 9 , 9 0 0 | 3 4 2 , 5 0 0 | 3 7 0 , 0 0 0 | | |
| 7 6 | 2 1 9 , 7 0 0 | 3 0 1 , 6 0 0 | 3 4 2 , 8 0 0 | 3 7 0 , 3 0 0 | | |
| 7 7 | 2 2 0 , 5 0 0 | 3 0 3 , 2 0 0 | 3 4 2 , 9 0 0 | 3 7 0 , 4 0 0 | | |
| 7 8 | 2 2 1 , 1 0 0 | | | 3 7 0 , 7 0 0 | | |
| 7 9 | 2 2 1 , 7 0 0 | | | 3 7 1 , 0 0 0 | | |
| 8 0 | 2 2 2 , 3 0 0 | | | 3 7 1 , 3 0 0 | | |

| | | | | | | |
|-------|--------------|--|--|--------------|--|--|
| 8 1 | 2 2 2, 8 0 0 | | | 3 7 1, 4 0 0 | | |
| 8 2 | 2 2 3, 3 0 0 | | | | | |
| 8 3 | 2 2 3, 8 0 0 | | | | | |
| 8 4 | 2 2 4, 3 0 0 | | | | | |
| 8 5 | 2 2 4, 9 0 0 | | | | | |
| 8 6 | 2 2 5, 4 0 0 | | | | | |
| 8 7 | 2 2 6, 0 0 0 | | | | | |
| 8 8 | 2 2 6, 4 0 0 | | | | | |
| 8 9 | 2 2 6, 8 0 0 | | | | | |
| 9 0 | 2 2 7, 0 0 0 | | | | | |
| 9 1 | 2 2 7, 2 0 0 | | | | | |
| 9 2 | 2 2 7, 3 0 0 | | | | | |
| 9 3 | 2 2 7, 4 0 0 | | | | | |
| 9 4 | 2 2 7, 6 0 0 | | | | | |
| 9 5 | 2 2 7, 7 0 0 | | | | | |
| 9 6 | 2 2 7, 8 0 0 | | | | | |
| 9 7 | 2 2 8, 0 0 0 | | | | | |
| 9 8 | 2 2 8, 1 0 0 | | | | | |
| 9 9 | 2 2 8, 2 0 0 | | | | | |
| 1 0 0 | 2 2 8, 3 0 0 | | | | | |
| 1 0 1 | 2 2 8, 5 0 0 | | | | | |

備考 再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

| 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 給料月額 | 円 1 6 1, 5 0 0 | 円 2 1 7, 9 0 0 | 円 2 3 0, 4 0 0 | 円 2 4 7, 3 0 0 | 円 2 8 8, 7 0 0 | 円 3 1 5, 0 0 0 |

(平28条例3、平28.12.21条例10全部改正)